

# 新福岡県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、新福岡県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務の受託候補者選定のために行う公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

新福岡県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務

### (2) 業務の目的

令和 11 年度開館予定の新福岡県立美術館（以下「新県美」という。）では、ICT 技術による美術館運営の業務効率化（DX）の推進、館内外の利用者の活動の拡大や活性化のためのデジタルミュージアムの取組等を行う予定である。

本業務は、近年の美術館での ICT 環境整備に係る先進技術活用の動向及び市場について調査・分析し、新県美の ICT 環境整備の具体的な方向性、導入すべき技術・システムの候補、費用対効果等の検討を行うことを目的とする。

### (3) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

### (5) 予算規模

5,636 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 2 スケジュール（予定）

(1) 公募開始	5 月 13 日（水）
(2) 質問の受付期限	5 月 20 日（水）
(3) 質問への回答（ホームページ掲載）	5 月 27 日（水）
(4) 参加申込書等の提出期限	6 月 1 日（月）
(5) 企画提案書等の提出期限	6 月 9 日（火）
(6) 審査会開催（書類審査）	6 月中旬予定
(7) 審査結果の通知	6 月下旬予定
(8) 契約締結	7 月上旬予定

## 3 本プロポーザルに関する問合せ先

担当部署 福岡県市町村・地域振興部文化局文化政策課 新県立美術館建設室  
所在地 〒812-0044 福岡市博多区千代 1 丁目 20-31 千代合同庁舎 3 階  
電話 092-260-6761（直通） FAX 092-260-6762  
電子メール shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp  
受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

## 4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本業務に関するノウハウを有し、かつ本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 26 年 2 月 17 日 25 総セ第 22850 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による会社の更正、再生、破産又は清算の手続開始の申し立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。
- (8) 再委託先がある場合は、下記の要件を次に掲げる要件をすべて満たすこと。
  - ア 上記（1）～（7）について、すべての再委託先が満たしていること。
  - イ 各再委託先が、本プロポーザルへの単独参加又は他の再委託先として参加を行っていないこと。

## 5 応募手続等

### (1) 本プロポーザルに関する質問について

#### ① 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。提出後、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

提出先電子メール [shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp)

電話、FAX等による質問は受け付けない。

#### ② 質問提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時まで（必着）

#### ③ 質問への回答

令和8年5月27日（水）（予定）

質問及び回答は、質問者名を伏せて本プロポーザルの内容を掲載しているページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

#### ④ 本プロポーザルに係る説明会は行わない。

### (2) 参加申込書・会社概要の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）及び会社概要（様式第3号）を期限内に提出すること。

#### ① 提出方法

電子メールにより提出すること。提出後、必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

提出先電子メール [shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp)

#### ② 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時まで（必着）

### (3) 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等を期限内に提出すること。

#### ① 提出書類

「企画提案書等作成要領」に基づく提出書類

#### ② 提出期限

令和8年6月9日（火）午後5時まで（必着）

#### ③ 受付時間

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

#### ④ 提出方法

郵送又は持参により提出すること。郵送は配達証明付き書留郵便かこれに準ずる信書便とする。

#### ⑤ 提出先

(4) 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合はこの限りでない。

- ア 提出期限を過ぎて提出されたもの
- イ 参加資格要件を満たさない者が提出したものと及び虚偽の記載がなされたもの
- ウ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの

(5) 提案者の失格

審査委員に対し、本プロポーザルの選考に関し働きかけを行った者、その他審査の公平性を著しく欠く行為を行った者は、失格とする。

(6) その他留意事項

- ア 応募は、1者につき1件とする。
- イ 提出期限以降の企画提案書等の差し替えや追加はできない。
- ウ この実施要領に示された条件に適合しない企画提案書等は、無効とする場合がある。
- エ 参加申込書又は企画提案書等の提出後に参加を取り下げ場合は、いずれも遅滞なく、その理由を記載した取下届（様式任意）を県へ提出すること。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを受けることはない。

6 審査・選定の方法

「新福岡県立美術館における ICT 環境整備検討に係る市場調査業務公募型プロポーザル審査会」において、企画提案書等の内容を審査し、受託候補者を選定する。

- (1) 提案者が1者であっても、審査会を開催する。
- (2) 審査は書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない。
- (3) 担当部署において内容確認が必要と判断した場合、電話やオンラインで聞き取りを行う。
- (4) 書類審査日程 令和8年6月中旬（予定）
- (5) 審査結果は、審査終了後、提案者に対して文書で通知する。

7 評価方法

次表の評価項目ごとに、配点内の点数を付け、その合計点を提案者の得点とする。審査委員の合計点を集計し、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

評価内容（評価の視点）		配点
① 業務実績	・類似の市場調査等の業務実績があるか。 ・成果品がわかりやすいものになっているか。 ※企画提案書等の提出時において、完了している業務が対象	15点
② 実施方針	・業務内容をきちんと理解しているか。 ・基本的考え方や取組方針、重視する点や配慮すべき事項は妥当か。	10点
③ 実施体制	・配置予定者のうち、管理責任者及び主たる担当者は十分な業務実績及びスキルを有しているか。 ・業務実施に支障のない人員配置や組織体制となっているか。	10点
④ 実施計画	・業務実施手順及びスケジュールは妥当性・実行性を備えているか。	10点

⑤ 提案力	テーマ1：市場調査についての提案 本業務の目的を実現するための的確な調査項目案及び調査方法を提案することができるか。	25点
	テーマ2：独自提案 本業務をより充実したものとするために、予算額の範囲内で実施できる独自の工夫や企画を提案できているか。	25点
⑥ 参考見積書	・経費積算の妥当性 $10 \times (\text{応募価格の平均価格} / \text{応募価格}) - 5$ 上記算定式で得られた結果から小数点以下を切り捨て、整数とする 5以上は「5」、1以下は「1」とする ※明らかな違算、不適切な積算は減点の対象とする ※予算額を超えた提案は無効とする	5点
合計		100点

## 8 契約の締結

- (1) 県は、受託候補者と契約内容について協議を行い、随意契約を締結する。なお、協議は企画提案書等の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様書を決定する。
- (2) 受託候補者と契約が成立しなかったときは、次点者と契約締結の協議を行う。それでも契約が整わない場合は、審査会で協議の上、方針を決定する。

## 9 契約保証金

契約に当たっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- ア 受託者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を締結したとき。
- イ 受託者が、県の競争入札参加資格を有する場合において、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（このことを証する発注者の証明を提出したとき又は契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添付したとき。）

## 10 その他

- (1) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は原則として返却しない。
- (4) 審査後に、提案者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載があると判明した場合は、その提案を無効とし、選定の取り消しを行うことがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (5) 県は、提案者に無断で企画提案書等を本プロポーザルの目的以外には使用しない。なお、情報公開請求を受けた場合は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となる。
- (6) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属するものとし、提出された企画提案書等は、受託候補者の選定のみを使用する。ただし、受託候補者の選定を行うために必要な範囲において、複製を作成することがあるほか、県情報公開条例に基づき開示請求を受けた場合、原則として開示する。

- (7) 審査会での選定後に契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 契約締結の際に、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、県が別に定める。